西多摩地域の体育施設における個人市外料金等の導入状況

1 福生市

(1)福生市体育施設条例

体育	区分	貸切	使用(1時間につ	き)	個人使用	(1回こつき)
館名		市内在住在勤	左の者以外の	入場料の類を	小人	大人
86-0	施設名	在学者	者	徴収する者	370	
	主競技場	1,600円	4,800円	9,600円	70円	150円
	柔道場	600	1,800	3,600	70	150
	剣道場	600	1,800	3,600	70	150
福生	弓道場	800	2,400	4,800	70	150
市中	卓球場	800	2,400	4,800	70	150
央体	トレーニング室					150
育館	多目的室	600	1,800	3,600	70	150
HAD	第1会議室	400	1,200	2,400		
	第2会議室	300	900	1,800		
	第3会議室	300	900	1,800		
	和室	400	1,200	2,400		
熊川	第1体育室	1,600	4,800	9,600	70	150
地域体育	第2体育室	800	2,400	4,800	70	150
館	会議室	400	1,200	2,400		
福生	第1体育室	1,600	4,800	9,600	70	150
地域	第2体育室	800	2,400	4,800	70	150
体育	トレーニング室					150
館	会議室	400	1,200	2,400		

備考

- 1 市内在住在勤在学者とは、使用者全員が市内に住所を有する者、勤務する者又は通学する者をいう。
- 2 小人とは、3歳以上中学生以下の者をいい、大人とは、それ以外の者で3歳未満のものを除いたものをいう。
- 3 市内に在住し、又は在学する小人及び市内に在住し、又は在動する65歳以上の者が貸切使用する場合は、当該使用料の2分の1の額とする。
- 4 営利及び宣伝を目的として入場料その他これに類するものを徴収する場合における使用料は、「入場料の類を徴収する者」の使用料の5倍の額とする。
- 5 主競技場の2分の1の使用の場合は当該使用料の2分の1の額とし、4分の1の使用の場合は当該使用料の4分の1の額とする。
- 6 熊川地域体育館及び福生地域体育館の第1体育室の2分の1の使用の場合は、当該使用料の2分の1の額とする。
- 7 貸切使用時間に1時間未満の端数が生じた場合の額は、次の区分による。
- (1) 30分以内 当該1時間当たりの使用料の2分の1の額
- (2) 30分を超え、1時間未満 当該1時間当たりの使用料の額
- 8 使用時間の延長は、管理上支障のない範囲で許可し、使用料を追散する。
- 9 個人使用1回の使用時間は、1時間30分を限度とする。

→個人市外料金の設定なし

(2) 福生市体育施設条例

施設名			使用料		夜間照明設備使用料 (1時間につき)	備考	
1=11 >>>++++	競技場		2,500円 4,000円 在住し、又は		1 市内に在住し、又は在学する小人及び市内に 在住し、又は在勤する65歳以上の者が使用する 場合は、当該使用料(コインロッカーを除く。)の		
福生市営競技	テニスコート		1面1時間こつき	500円	1,000円	分の1の額とする。	
場	第1会議室		1時間こつぎ	200円		2 市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者以	
	第2会議室		1時間こつぎ	200円		外の者又は入場料の額を歡収する者が使用す	
	コインロッカー		10	50円		場合は、当該使用料(コインロッカーを除く。)の	
福生市営福東	第1少年野球場		1時間こつぎ	500円		 信の額とする。 9 使用時間:1時間未満の端数が生じた場合の額は、次の区分による。 1)30分以内 当該1時間当たりの使用料の2分の1の割 	
総合グランド	第2少年野球場		1時間につき	500円		(2) 30分を超え、1時間未満	
	球技場		1時間につき	500円		当該1時間当たりの使用料の額	
	テニスコート		1面1時間こつぎ	800円		4 福生市営武蔵野台テニスコートをフットサルで	
	グランド		1時間こつぎ	300円		用する場合の使用料は、当該テニスコート2面の	
福生市営福生野	予球場		1時間こつぎ	1,500円	4,000円	の額とする。	
福生市営加美平	鬥球場		1時間こつぎ	500円			
福生市営武蔵野	予台テニスコート		1面1時間こつぎ	800円	1,000円		
福生市営南公園	国テニスコート		1面1時間こつぎ	500円			
福生市営南公園			1時間こつぎ	300円			
福生市営多摩川	中央公園グラ	ボ	1時間こつぎ	300円			
	水泳	大人	2時間以内 超過1時間以内	200円 100円		超過時間に係る使用料の算定にあたっては、 該超過時間から更衣等に要する時間として10分	
福生市営ブー ル	/T\//T	小人	2時間以內 超過1時間以內	100円		を対理がする。	
		50メートルブール	1時間こつぎ	3,000円		市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者以外	
	水泳以外 その他のブール (幼児用ブールを 除く。)		各ブール1時間につき 1,500円			の者が使用する場合又は入場料の類を徴収するが使用する場合は、当該使用料の3倍の額とする。	
	コインロッカー		無料				

- 注1 個人とは、ジョギング等に使用する場合をいう。
- 注2 小人とは3歳以上中学生以下の者を、大人とはそれ以外の者で3歳未満のもの都紀いたものをいう。
 - 一部改正[平成20年条例6号·令和元年18号]
- →競技場、テニスコート、第1会議室など、市外個人使用料は市民個人使用料3倍を設定
- →市民とは、市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者

2 羽村市

(1)羽村市体育館管理運営条例

別表第1(第14条及び第25条関係)

	施設区分		使	用区分	使用時間 —	市民等	科 市民等以外
Т	第1ホール		貸切使用	全面使用	午前	7,920円	11,88
	-10 . 1				午後①	8,580円	12,87
					午後②	8,580円	12,87
					夜間	13,640円	20,46
					全日	31,790円	47,68
				4分の3使用	午前	5,940円	8,91
				47707010711	午後①	6,380円	9,57
					午後②	6,380円	9,57
					夜間	10,230円	15,34
				-/\m./+m	全日	23,870円	35,80
				2分の1使用	午前	3,960円	5,94
					午後①	4,290円	6,43
					午後②	4,290円	6,43
					夜間	6,930円	10,39
				全日	15,840円	23,76	
				3分の1使用	午前	2,640円	3,96
					午後①	2,860円	4,29
					午後②	2,860円	4,29
					夜間	4,620円	6,93
					全日	10,560円	15,84
				4分の1使用	午前	1,980円	2,97
					午後①	2,200円	3,30
					午後②	2,200円	3,30
					夜間	3,410円	5,11
					全日	7,920円	11,88
				6分の1使用	午前	1,320円	1,98
				07/07/100/11	午後①	1,430円	2,14
				午後②	1,430円	2,14	
				夜間	2,200円	3,30	
					全日		
				0/ 3/01/市田	午前	5,280円	7,92
				8分の1使用		1,100円	1,65
					午後①	1,100円	1,65
					午後②	1,100円	1,65
					夜間	1,760円	2,64
Ļ	\$\$**		(学和)事用	 	全日	3,960円	5,94
	第2ホール	貸切使用	全面使用	午前	3,960円	5,941	
				午後①	4,290円	6,431	
				午後②	4,290円	6,431	
				夜間	6,930円	10,391	
					全日	15,840円	23,76
				2分の1使用	午前	1,980円	2,971
					午後①	2,200円	3,301
					午後②	2,200円	3,30
					夜間	3,410円	5,110
L					全日	7,920円	11,881
	第3ホール		貸切使用		午前	1,870円	2,80
					午後①	2,090円	3,131
					午後②	2,090円	3,131
					夜間	3,300円	4,951
					全日	7,370円	11,05
t	卓球室		個人使用	大人	2時間以内	200円	301
	二十 个王			子供(中学生以下)	2時間以内	90円	131
ŀ	トレーニ 「 ジ	¹ L _A	個人使用	X X	2時間以内	200円	301
		タジオ	個人使用	***	2時間以内	200円	30
- 1	L _A			子供(中学生	2時間以内	90円	13
ŀ	&#=4 ∧ ÷¥===</td><td></td><td>(* lm/±00</td><td>以下)</td><td></td><td>0000</td><td>00</td></tr><tr><td></td><td>第1会議室</td><td></td><td>貸切使用</td><td></td><td>午前</td><td>660円</td><td>99</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td colspan=2></td><td>午後①</td><td>660円</td><td>99</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>午後②</td><td>660円</td><td>99</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td colspan=2></td><td>夜間</td><td>1,210円</td><td>1,81</td></tr><tr><td>L</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>全日</td><td>2,420円</td><td>3,63</td></tr><tr><td>1</td><td>第2会議室</td><td>T</td><td>貸切使用</td><td></td><td>午前</td><td>660円</td><td>99</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>午後①</td><td>660円</td><td>99</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>午後②</td><td>660円</td><td>99</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>夜間</td><td>1,210円</td><td>1,81</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>全日</td><td>2,420円</td><td>3,63</td></tr><tr><td>1</td><td>第3会議室</td><td></td><td>貸切使用</td><td></td><td>午前</td><td>770円</td><td>1,15</td></tr><tr><td></td><td> 24 0 16 22</td><td></td><td></td><td></td><td>午後①</td><td>770円</td><td>1,15</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>午後②</td><td>770円</td><td>1,15</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>夜間</td><td>1,540円</td><td>2,31</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>+</td><td>和安</td><td></td><td>(当和/丰田</td><td></td><td>全日</td><td>3,190円</td><td>4,78</td></tr><tr><td></td><td>和室</td><td></td><td>貸切使用</td><td></td><td>午前</td><td>660円</td><td>99</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>午後①</td><td>660円</td><td>99</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>午後②</td><td>660円</td><td>99</td></tr><tr><td>- 1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>夜間</td><td>1,210円</td><td>1,81</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>全日</td><td>2,420円</td><td>3,63</td></tr></tbody></table>						

羽村	ブール		貸切使用	全コース	2時間以内	20,790円	31,180円
市スイ				1コース	2時間以内	3,460円	5,190円
ミング			個人使用	大人	2時間以内	500円	750円
センタ				子供(中学生	2時間以内	130円	190円
-				以下)			
	トレーニ	ジム	個人使用	大人	2時間以内	200円	300円
	ングルー	スタジオ	個人使用	大人	2時間以内	200円	300円
	4			子供(中学生	2時間以内	90円	130円
				以下)			
	スポーツサ	ウナ	個人使用	大人	2時間以内	680円	880円
	第1会議室		貸切使用		午前	690円	1,030円
					午後	830円	1,240円
					夜間	1,240円	1,860円
					全日	2,490円	3,730円
	第2会議室	2	貸切使用		午前	970円	1,450円
					午後	1,240円	1,860円
					夜間	1,800円	2,700円
					全日	3,610円	5,410円
			•		•		

備考

- 1 羽村市スペミングセンターのブール及びスポーツサウナの運営時間は、午前9時から午後9時までとする。
- 2 使用時間には、準備及び原状回復の時間を含むものとする。
- 3 使用料を減額した場合、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 4 羽村市スペングセンター会議室の使用時間の延長は、管理上支障がない場合に限り承認し、1時間(1時間に満たない場合は、これを1時間とする。)につき、使用を承認した使用区分に係る使用料の1時間相当額を追散する。この場合に払いて、当該1時間相当額に10円未満の端数があるとませ、これを40時に
- 5 羽村市スペミングセンターの会議室は、午前と午後又は午後と夜間を引き続き使用する場合の中間時間については、使用料を徴収しない。
- 5 使用者が入場料の類(入場料、会費、菱助費、寄付金その他名称のいかんを問わず、施設に入場する者から領収すべきその入場の対価をいう。) を徴収する場合の使用料は、規定使用料の3倍の額とする。ただし、市内の社会教育関係団体が、参加費を徴収して行うスポーツ教室、各種スポーツ大会等の参加費はこの限りでない。
- 7 「使用時間」とは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間をいう。
 - (1) 羽村市スポーツセンター 次に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ次に定める時間
 - ア 午前 午前9時から正午まで
 - イ 午後の 正午から午後3時まで
 - ウ 午後② 午後3時から午後6時まで
 - エ 夜間 午後5時から午後10時まで
 - オ 全日 午前9時から午後10時まで
- (2) 羽村市スペングセンター 次に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ次に定める時間
- ア 午前 午前9時から正午まで
- イ 午後 午後1時から午後5時まで
- ウ 夜間 午後6時から午後10時まで
- エ 全日 午前9時から午後10時まで
- 8 「市民等」とは、次の各号に掲げるいずれかのものをいう。
- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に存する学校に在学する者
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 前3号に掲げるいずれかの者が構成員の半数以上を占める団体
- 9 「市民等以外」とは、前項に規定するもの以外のものをいう。

全部改正(令和5年条例38号)

- →市外個人使用料は市民個人使用料1.5倍を設定
- →市民等とは、市内に住所を有する者、市内に存する学校に在学する者、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者を設定

3 青梅市

→市外料金の設定なし(団体、個人を含む)

4 日の出町

(1)日の出町体育施設の設置及び管理に関する条例

別表第2(第5条、第8条関係) (令和8条例6・一部改正)

	区分	使用時間	1時間当たり			
施設名			町内在住在勤者	左記以外の者	入場料の類を徴収する者	
日の出町民グランド(多目的	グランド1面)	午前8時から午後9時30分まで	400円	1,200円	2,400円	
	夜間照明	日没から午後9時30分まで	1,500円	4,500円	9,000円	
日の出町塩田テニス場(テニスコート1面)		午前9時から日没まで	400円	1,200円	2,400円	
スポーツパーク・やすらぎと	とふれあいの丘(テニスコート1面)	1				
スポーツと文化の森・谷戸》	尺グランド(多目的グランド1面)	午前7時から午後5時まで	1,000円		2,000円	
				中学生以下 500円		
スポーツと文化の森・谷戸沢サッカー場(天然芝1面)		1	6,000円		12,000円	
				中学生以下 3,000円		

- (情考 1 使用は、原則として1回が削までとする。 2 1時間未添め使用料は、次の区分によるものとする。 (1) 30分以内 上表の使用料に100分の50を乗じた額 (2) 30分超1時間未満 上表のとおり
- →町内在住在勤者以外の使用料は、町内在住在勤者使用料の3倍を設定(ただし、個人、団体の区分 なし)

5 瑞穂町

(1) 瑞穂町体育施設条例

川表第3(第8条関係)				(単位:円
	区分			
施設名		町内在住在動者(入場料の類を徴収す るものに該当するものを除く。)	左の者以外のもの(入場料の類を徴収するもの に該当するものを除く。)	入場料の類を徴収するもの
瑞穂中央体育館	第1体育室	1,000	3,000	5,000
	第2体育室	1,000	3,000	5,000
	会議室	500	1,500	2,000
瑞穂町営グランド	野球場	1,200	3,600	8,000
	野球場照明灯	7,000	21,000	35,000
	庭球場	(1面) 500	(1面) 1,500	(1面) 2,500
	庭球場照明灯	(1面) 1,200	(176) 3,600	(1mi) 6,000
瑞穂町営第2グランド	野球場	1,200	3,800	8,000
	ゲートボール場	(1面) 500	(1面) 1,500	(1面) 2,500
瑞穂町営第2庭球場	庭球場	(1面) 500	(1面) 1,500	(1面) 2,500
瑞穂武道館	柔道場	1,000	3,000	5,000
	剣道場	1,000	3,000	5,000
瑞穂町営少年サッカー場	サッカー場	1,200	3,600	6,000
シクラメンスポーツ公園	ソフトボール場	1,200	3,800	8,000

- (備考 1 町内在住在動者とは、体育総設を使用する者全員が町内に住所を有するもの又は動務場所があるものをいう。 2 使用料は、別表施設使用区分の欄に掲げる区分ごとに納める料金とする。
- →町内在住在勤者以外の使用料は、町内在住在勤者使用料の3倍を設定(ただし、個人、団体の区分 なし)

6 奥多摩町

(1) 奥多摩町スポーツ・コミュニティ施設条例

別表(第10条関係)

	施設名	使用団体	使用料金
施設使 用料	奥多摩スポーツ・コミュニティ 会館	一般登録団体	1回 500円
7131-1	日原スポーツ・コミュニティ施	特定登録団体	2時間 2,000円
	設 (体育館)	その他登録団体	2時間 6,000円
	川井スポーツ・コミュニティ施	一般登録団体	2時間 500円
	設	特定登録団体	2時間 3,000円
	(体育館)	その他登録団体	2時間 10,000円
夜間照 明及び	川井スポーツ・コミュニティ施 設	一般登録団体	夜間照明 2時間 1,500円 昼間使用 無料
施設使 用料	(グラウンド)	特定登録団体	夜間照明 2時間 5,000円 昼間使用 2時間 3,000円
		その他登録団体	夜間照明 2時間 15,000円 昼間使用 2時間 10,000円
	川井スポーツ・コミュニティ施 設	一般登録団体	夜間照明 2時間 200円 昼間使用 無料
	(テニスコート)	特定登録団体	夜間照明 2時間 1,000円 昼間使用 2時間 600円
		その他登録団体	夜間照明 2時間 3,000円 昼間使用 2時間 2,000円

- ・一般登録団体 町に在住、在勤する者5名以上(テニスコート使用者は2名以上)で構成されて いる団体、又は町内の自治会等委員会が別に定める町内の団体
- ・特定登録団体 町外等に在住する者5名以上(テニスコート使用者は2名以上)で構成されてい る団体で、かつ、施設使用時に町内の宿泊施設に宿泊する者の団体
- ・その他登録団体 委員会が特別に認めた団体
- →町内在住在勤者以外の使用料は、町内在住在勤者使用料の4倍以上を設定(町内宿泊施設に宿泊し ているか否かで違いあり。団体のみを想定)

檜原村

(1) 檜原村体育施設設置条例

名称 総合運動場 2,000円 入場料の類を徴収するものは上記の5倍の額とする 下元郷ゲートボール場 無料

, 放送施設を使用する場合は、上料金に500円を加算する。 村内居住者については、入場料の額を徴収するもの以外は無料とする。

名称	区分	村内在住者	左記以外の者	入場料の類を徴収するもの
総合運動場夜間照明施設 全灯		6,000円	1万2,000円	6万円
	野球用	5,000円	1万円	5万円
	ソフトボール(テニス)用	3,000円	8,000円	4万円

備者
 1 使用時間は、日没から午後四時30分までとする。
 2 使用料は、2時間を単位とし、午後30時の分に達しても未だ3時間に満たない場合でも33時間使用したものとみなす。
 3 放送60段を利用した場合は、村内在住者を除き、上料金に500円を加算する。

→村内在住者以外の総合運動場夜間照明施設の使用料は、村内在住者使用料の2倍以上を設定(ただ し、個人、団体の区分なし)